

## 許可の条件

- 1 申請をした内容（時間、場所等）を必ず守ること。（準備、撤収も時間に含む。）
- 2 許可を受けていない場所の利用、立入をしないこと。
- 3 申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないように注意し、これを生じさせた場合は、申請者で責任を持って対処する。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負う。
- 4 利用後は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合はこれを修理し、もしくはその損害を賠償すること。
- 5 必要な鍵は、久喜菖蒲公園管理事務所で借用し、鍵はストラップを付けたまま必ず着用すること。紛失等した場合は鍵交換に要する損害を賠償すること。
- 6 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 7 電気、ガス、水道等を使用する場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。
- 8 官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
- 9 その他施設管理者からの指示があった場合は、それに従うこと。
- 10 上記について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を求める。それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は使用停止を含めた必要な措置を講じることがある。

### 【イベント主催者の遵守事項】

- 1 飛沫の抑制（マスク着用の徹底）
- 2 手洗、手指・施設消毒の徹底
- 3 換気の徹底
- 4 来場者間の密集回避
- 5 飲食時における感染防止策の徹底
- 6 出演者等の感染防止対策
- 7 参加者の把握
- 8 新型コロナウイルス感染症が拡大したこと等により、公園やその中の施設の利用の中止を施設管理者から求められた場合は、その指示に従うこと。

この他、埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

### 埼玉県都市公園条例抜粋

(行為の禁止)

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

(行為の許可)

第九条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 三 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

この許可の条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者： \_\_\_\_\_

責任者： \_\_\_\_\_

※控え（コピー）をとった上で、原本を提出すること。